

「介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善については、これまで数次にわたる取組が行われていましたが「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」において「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める」とされました。令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとなり、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。その加算算定要件として賃上げ以外の処遇改善の取り組みをホームページ等で公開することが求められているため職場環境要件について当法人の取り組みを掲載します。

分類	職場環境要件項目 及び 当法人の取り組み
資質の向上	<p><input checked="" type="checkbox"/>働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援</p> <p>【当法人の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none">・学校法人松樹学園が主催する実務者研修の受講料補助・当法人が主催する介護職員初任者研修の受講料補助・当法人が主催する喀痰吸引等研修の受講料補助・役職者を対象とする職位別研修の実施・ユマニチュード・摂食嚥下ケア・シーティング等最先端ケア研修実施・経験技能を高めるためのエキスパート研修の実施

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">労働環境・処遇の改善</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 新人介護職員の早期離脱防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度 導入</p> <p>【当法人の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新人オリエンテーション及び新規採用者研修の実施 ・ 3ヶ月・6ヶ月・1年・2年・3年目フォローアップ研修の実施 ・ プリセプター制度、目標管理シートに基づく面談 <p><input checked="" type="checkbox"/> ICT 活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化</p> <p>【当法人の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子カルテ化の推進（特養等） ・ タブレット端末による記録の省力化（通所・定期巡回等） ・ WEB会議システムの構築
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">その他</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の 確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）</p> <p>【当法人の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て世代、高齢者、異業種からの転職者等、働き手のすそ野を広げるため柔軟なシフト調整、ダブルワーク、短時間勤務等の受け入れ等 <p><input checked="" type="checkbox"/> 非正規職員から正規職員への転換</p> <p>【当法人の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正職員転換制度により年2回正職員登用機会あり